

『アニメーション研究』投稿規定 (2023年5月版)

投稿資格

1. 原則として日本アニメーション学会の会員であること。

論文内容

1. 広い意味でのアニメーションに関する未発表の研究、および研究に資する論評など。
2. 二重投稿防止のため、「本論文は、同一の言語による本誌以外の他誌(Web などを含め)における発表が検討されていない旨を表明する」という内容の書面(PDF フォーマットも可)を提出すること。

論文の範疇と枚数

1. 「論文」は日本語の場合、1万6千字以内を原則とする。
2. 「研究ノート」は日本語の場合、8千字以内を原則とする。
3. 「書評・作品評・学術大会評」は日本語の場合、4千字以内を原則とする。

※文字数は、図表を含めた分量とする。事情により、これを超える文字数が認められた場合は、超過分を著者に負担を求めます。

これらに対応する英文原稿の場合の上限語数は以下のとおりとする。

1. 「Article」は8000語以内とする。
2. 「Research Note」は4000語以内とする。

体裁

1. 原稿は日本語または英語による横書きとし、完成原稿であること。
2. 「論文・研究ノート」には、1)「論文/研究ノート」の区分を論文の冒頭に記載すること。2)名前の後ろに、所属(大学名のみで、学科や専攻名は不要)を記載すること。3)以下の7点を機関誌の誌面を参考にして記載すること。①日本語の抄録、②論文の内容に相応しい5つ以内のキーワード(日本語)、③英語のタイトル、④氏名(英語)、⑤所属(英語)、⑥英語200語以内のabstract(ネイティブチェック済とする)、⑦英語のキーワード(例:Keywords: animation, apparent motion, computer graphics (CG), Walt Disney, Osamu Tezuka)。

投稿の際、投稿者の専門もしくは研究分野、著作などの主な

業績、所属がある場合はその所属を明記した略歴を提出すること(例: 山田太郎: 専門はアニメーション美学。著書に『〇〇〇〇』(2006)など。〇〇大学客員研究員。最近の主な研究テーマは人造人間と機械身体)。

3. 英語による Article、Research Note の場合は、600字以内の日本語要旨を付けること。

4. 原稿は、原則として査読投稿システムを用いて投稿すること。

5. 「論文・研究ノート」は、上記の原本のほか、査読用に氏名、肩書、所属、略歴を除き、著者が匿名となるように匿名化を施した副本も投稿すること。正本と副本を併せて計2本の投稿とする。ここで述べる正本とは、同規定「体裁」の項目2に則った従来どおりの投稿原稿を意味する。

論文の送付先

1. 日本アニメーション学会ホームページの「会員限定ページ」から、査読投稿システムのリンクに入り、各自でアカウントを作成して投稿すること。

研究論文受稿通知

1. 日本アニメーション学会機関誌編集委員会(以下、機関誌編集委員会とする)は、投稿者より送られてきた研究論文が、本投稿規定に準拠していることを確認の上、研究論文を受稿したことを投稿者に知らせる。

2. 投稿者より送られてきた研究論文等が、投稿規定に準拠していない場合には、機関誌編集委員会は論文を受稿せず、その旨を記した文書を投稿者に送付する。

採択

1. 採否、範疇、掲載号については査読の上、機関誌編集委員会が決定する。審査は別に定める「『アニメーション研究』論文審査規定」に従って行う。

電子版公開について

1. 掲載原稿は、紙版機関誌の発行に際して電子版(PDFフォーマット)が作成され一定の期間の後、学術関係のウェブサイトで公開される。電子版公開を希望しない著者は、投稿の際その旨を編集委員会に表明する。

2. 掲載原稿に含まれる図版・表など(以下、参考資料)に関

する著作権は、紙版と電子版両方を想定した上で、著者が当該著作権者側から参考資料の使用許諾を求め、許諾内容を編集委員会に提出する。電子版に限って参考資料の使用許諾が得られない場合、当該参考資料は著作権関係の表示を施した「かぶせ」イメージで代替する。

3. 掲載原稿の本文を除いた抄録などに関する著作権は、学術データベースへの提供などを想定し、原則として本学会に帰属する。

校正

1. 「論文・研究ノート」は、初校を著者校正とし、以後は編集委員会で行う。
2. それ以外のものは、編集委員会において校正を行う。

審査手続き

1. 受稿論文の審査を公平かつ円滑に行うための手続きは、『アニメーション研究』論文審査規定」として、別に定める。

問い合わせ先

日本アニメーション学会機関誌編集委員会

E-mail jjas@jsas.net

2023 年 5 月 20 日より、本規定を施行する。

2023 年 5 月 20 日

日本アニメーション学会機関誌編集委員会